



茨城県報

第 7 5 4 号

平成8年5月20日

月 曜 日

目 次

告 示

ページ

●救急告示病院の認定(医療整備課)	1
●救急告示病院の名称の変更(")	1
●定款変更の認可(2件)(農地管理課)	2
●道路の区域の変更(道路維持課)	2
●道路の供用の開始(2件)(")	2
●徴収事務の委託(港湾課)	3
●徴収事務の委託(公園街路課)	3
●土地改良区役員の就退任(4件)(土地改良事務所)	4
●土地改良事業の認可(6件)(")	8

公 告

●争議行為の予告通知の公表(労政課)	9
●開発行為の工事完了(4件)(建築指導課)	9
●道路の位置の指定(")	10
●建築許可に関する意見の聴取(")	10

告 示

茨城県告示第634号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の救急病院である。

なお、当該救急病院に係る同項の認定が効力を有する期限は、平成11年5月19日である。

平成8年5月20日

茨城県知事 橋 本 昌

名 称	所 在 地
相 川 内 科 病 院	水戸市千波町212

茨城県告示第635号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の救急病院の開設者から、次のとおりその名称

を変更した旨の申出があった。

平成 8 年 5 月 20 日

茨城県知事 橋 本 昌

救 急 病 院 の 名 称		所 在 地
変 更 前	変 更 後	
渡辺胃腸科外科病院	渡 辺 病 院	鹿島郡波崎町土合本町 2 - 9809 - 20

茨城県告示第636号

平成 8 年 4 月 5 日付けで、吉原土地改良区から申請があった定款変更を、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により平成 8 年 5 月 13 日認可した。

平成 8 年 5 月 20 日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第637号

平成 8 年 4 月 30 日付けで、馬渡土地改良区から申請があった定款変更を、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により平成 8 年 5 月 13 日認可した。

平成 8 年 5 月 20 日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第638号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成 8 年 5 月 20 日から 30 日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 8 年 5 月 20 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道 路 の 種 類 県 道
- 2 路 線 名 石岡常北線
- 3 道 路 の 区 域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
西茨城郡友部町大字柏井字後原 570番26地先から	旧	メートル 最大 16.7 最小 14.5	メートル 151	迂回路設置
		最大 16.7 最小 14.5	151	
西茨城郡友部町大字柏井字後原 570番28地先まで	新	最大 21.5 最小 11.0	160	
		最大 21.5 最小 11.0	160	

茨城県告示第639号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成 8 年 5 月 20 日から 30 日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 8 年 5 月 20 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県 道 茨城鹿島線
- 2 供用開始の区間 鹿嶋市大字中字中町1149番地先から鹿嶋市大字奈良毛字三本松677番 1 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成 8 年 6 月 5 日

茨城県告示第640号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図書は、平成 8 年 5 月 20 日から 30 日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 8 年 5 月 20 日

茨城県知事 橋 本 昌

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 竜ヶ崎阿見線	稲敷郡阿見町大字吉原字馬立1711番から 稲敷郡阿見町大字吉原字東1598番 1 まで	平成 8 年 5 月 20 日
同 上	稲敷郡阿見町大字吉原字六万部615番 4 から 稲敷郡阿見町大字吉原字六万部602番 2 まで	同 上

茨城県告示第641号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定に基づき、次のとおり使用料の徴収事務を委託した。

平成 8 年 5 月 20 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 受 託 者
鹿島埠頭株式会社
- 2 受託に係る使用料
茨城県港湾施設管理条例（昭和34年茨城県条例第 3 号）第13条に規定する鹿島港魚釣園に係る使用料
- 3 委 託 期 間
平成 8 年 4 月 1 日から平成 9 年 3 月 31 日

茨城県告示第642号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定に基づき、次のとおり使用料の徴収事務を委託した。

平成 8 年 5 月 20 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 受 託 者
筑波新都市開発株式会社
- 2 受託に係る使用料
茨城県都市公園条例（昭和32年茨城県条例第26号）第 7 条第 1 項に規定する洞峰公園の有料公園施設の使用料

の徴収事務

3 委 託 期 間

平成 8 年 4 月 1 日から平成 9 年 3 月 31 日まで

茨城県告示第643号

茨城県常陸太田市山下町1252－7に事務所を置く辰ノ口堰土地改良区から、次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき届け出があったので、同条第17項の規定により公示する。

平成 8 年 5 月 20 日

茨城県常陸太田土地改良事務所長 木 沢 英 雄

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
那珂郡大宮町大字辰ノ口788番地	理 事	小 林 良 一	
久慈郡金砂郷町大字松栄1253番地の1	理 事	綿 引 定 夫	
久慈郡金砂郷町大字大方1211番地	理 事	關 一 男	
久慈郡金砂郷町大字葉谷506番地	理 事	川 崎 秀 夫	
常陸太田市下河合町1266番地	理 事	井 上 圭 三	
常陸太田市下河合町942番地	理 事	萩 庭 富之進	
常陸太田市天神林町1842番地	理 事	宇佐美 弘	
那珂郡大宮町大字小倉1421番地	監 事	沼 田 秀次郎	
久慈郡金砂郷町大字小島677番地	監 事	鴨志田 剛	
久慈郡金砂郷町大字大里3699番地	監 事	寺 門 實	
常陸太田市栗原町852番地	監 事	宇 野 平	

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
那珂郡大宮町大字辰ノ口788番地	理 事	小 林 良 一	
那珂郡大宮町大字富岡1056番地	理 事	永 田 十四男	
久慈郡金砂郷町大字松栄1253番地の1	理 事	綿 引 定 夫	
久慈郡金砂郷町大字花房2397番地	理 事	小 蘭 金次郎	
久慈郡金砂郷町大字竹合862番地	理 事	海老根 幸 次	
久慈郡金砂郷町大字大里425番地	理 事	根 本 一 男	
常陸太田市栗原町852番地	理 事	宇 野 平	
常陸太田市下河合町942番地	理 事	萩 庭 富之進	
常陸太田市谷河原町647番地	理 事	篠 原 啓 久	
那珂郡大宮町大字小倉1211番地	監 事	沼 田 次 夫	
久慈郡金砂郷町大字小島677番地	監 事	鴨志田 剛	
久慈郡金砂郷町大字大方1182番地	監 事	萩 津 知 之	
常陸太田市藤田町369番地	監 事	萩 谷 喜代司	

茨城県告示第644号

稲敷郡東村大字幸田3542番地に事務所を置く新利根川土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公示する。

平成8年5月20日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 池 上 一 郎

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
稲敷郡東村大字上須田2738番地	監 事	黒 田 耕 平	
〃 新利根村大字柴崎156番地	〃	平 井 和 夫	
〃 〃 大字下太田526番地	〃	諸 岡 忠 雄	
〃 桜川村大字浮島4425番地	〃	黒 田 祥 平	
〃 東村大字下須田810番地	〃	黒 田 五 郎	
〃 〃 大字結佐383番地	〃	吉 田 慶 治	
〃 〃 大字脇川130番地	〃	久保田 宏	
〃 河内村大字金江津4738番地	〃	酒 井 康 行	

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
稲敷郡東村大字上須田2738番地	監 事	黒 田 耕 平	
〃 新利根村大字柴崎156番地	〃	平 井 和 夫	
〃 〃 大字下太田526番地	〃	諸 岡 忠 雄	
〃 桜川村大字須賀津1657番地	〃	高 田 俊一郎	
〃 東村大字下須田810番地	〃	黒 田 五 郎	
〃 〃 大字結佐383番地	〃	吉 田 慶 治	
〃 〃 大字脇川130番地	〃	久保田 宏	
〃 河内村大字金江津4738番地	〃	酒 井 康 行	

茨城県告示第645号

稲敷郡桜川村大字西の洲56番地に事務所を置く西の洲干拓土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項に規定により届出があったので、同条第17項の規定により公示する。

平成8年5月20日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 池 上 一 郎

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
稲敷郡桜川村大字三次289番地	理 事	糸 賀 敬 助	
〃 〃 〃 488番地	〃	宮 本 弘	
〃 〃 大字上馬渡584番地	〃	内 野 征 夫	
〃 〃 大字下馬渡926番地の2	〃	坂 本 正 治	
〃 〃 大字浮島5059番地	〃	黒 田 正 夫	
〃 〃 〃 3208番地	〃	濱 田 二三雄	
〃 〃 〃 1425番地	〃	小 貫 衛	

稲敷郡桜川村大字浮島5567番地の 1	理 事	黒 田 守 男
“ “ “ 5583番地	“	宮 本 四四一
“ “ “ 175番地の 1	“	根 本 利 秋
“ “ 大字須賀津953番地の 3	“	飯 田 稔
“ “ “ 113番地の内 1	“	栗 山 満
“ “ 大字南山来256番地	“	根 本 四 郎
“ 東村大字阿波崎2611番地	“	黒 田 泰 助
“ “ 大字下須田272番地の 1	“	黒 田 力 藏
“ 桜川村大字浮島3568番地	監 事	武 内 英 一
“ “ 大字上馬渡1078番地	“	坂 本 平 来
“ “ 大字須賀津964番地	“	野 波 新太郎

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
稲敷郡桜川村大字三次488番地	理 事	宮 本 弘	
“ “ 大字四箇2702番地	“	根 本 四 郎	
“ “ 大字須賀津113番地の内 1	“	栗 山 満	
“ “ “ 953番地の 3	“	飯 田 稔	
“ “ 大字浮島816番地の 2	“	山 田 重 一	
“ “ “ 5583番地	“	宮 本 四四一	
“ “ “ 3516番地	“	濱 田 孟	
“ “ “ 4347番地	“	武 内 哲 一	
“ “ “ 1124番地	“	飯 嶋 克 彦	
“ “ “ 5059番地	“	黒 田 正 夫	
“ “ 大字三次289番地	“	糸 賀 敬 助	
“ “ 大字上馬渡584番地	“	内 野 征 夫	
“ “ 大字下馬渡926番地の 2	“	坂 本 正 治	
“ 東村大字阿波崎2611番地	“	黒 田 泰 助	
“ “ 大字下須田272番地の 5	“	黒 田 力 藏	
“ 桜川村大字浮島3205番地	監 事	濱 田 忠 行	
“ “ 大字須賀津964番地	“	野 波 新太郎	
“ “ 大字上馬渡1078番地	“	坂 本 平 来	

茨城県告示第646号

稲敷郡江戸崎町大字江戸崎甲2148番地の 2 に事務所を置く湖南土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公示する。

平成 8 年 5 月 20 日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 池 上 一 郎

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
稲敷郡江戸崎町大字鳩崎1305番地	理 事	糸 賀 克 夫	

稲敷郡桜川村大字柏木79番地	理 事	舟 串 保
“ 江戸崎町大字鳩崎1383番地	“	坂 本 光 平
“ “ 大字古渡535番地	“	親 見 芳 郎
“ “ “ 790番地	“	飯 島 正
“ “ “ 560番地	“	宮 本 善 助
“ “ “ 547番地	“	武 藤 武 郎
“ “ “ 572番地	“	山 口 誠 一
“ “ “ 563番地	“	山 口 人 司
“ “ 大字佐倉1694番地	“	浅 野 恭 夫
“ “ 大字鳩崎1777番地	“	朝 比 正 夫
“ “ “ 1404番地	“	沼 尻 良 雄
“ “ “ 857,858合併番地	“	浅 野 徹 治
“ “ 大字江戸崎甲2989番地の1	“	糸 賀 幸 一
“ “ 大字鳩崎342番地の1	“	川 崎 義 男
“ “ “ 521番地	“	糸 賀 正 征
“ “ 大字佐倉2830番地	“	秋 山 順 一
“ “ “ 1308番地の2	“	荒 井 康 之
“ 美浦村大字大谷1488番地	“	小 澤 登
“ “ 大字信太1853番地	“	宮 本 力 也
“ “ 大字大谷1685番地	“	小 澤 明
“ 江戸崎町大字鳩崎349番地	監 事	川 崎 浩
“ “ 大字古渡1600番地の1	“	秋 山 清 平
“ “ “ 741番地の2	“	武 藤 裕 治

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
稲敷郡江戸崎町大字鳩崎1383番地2	理 事	坂 本 光 平	
“ “ “ 1305番地	“	糸 賀 克 夫	
“ 桜川村大字柏木79番地	“	舟 串 保	
“ 江戸崎町大字古渡560番地	“	宮 本 善 助	
“ “ “ 559番地	“	武 藤 彰 男	
“ “ “ 2545番地の1	“	武 藤 伴 治	
“ “ “ 27番地の2	“	飯 島 修	
“ “ “ 563番地	“	山 口 人 司	
“ “ “ 540番地	“	澤 邊 豊	
“ “ “ 1602番地	“	埜 口 次 男	
“ “ 大字佐倉1513番地	“	塚 本 隆 一	
“ “ 大字鳩崎1551番地の1	“	諸 岡 一 郎	
“ “ “ 1593番地の2	“	山 口 薫	
“ “ “ 1578番地	“	糸 賀 賢 郎	
“ “ “ 1389番地	“	川 崎 武	

稲敷郡江戸崎町大字鳩崎20番地の 3

理 事 高 山 昌 男

〃 〃 〃 345番地の 2

〃 小 室 重 雄

〃 〃 〃 520番地

〃 黒 田 宣 勝

〃 美浦村大字受領191番地

〃 船 串 明

〃 〃 大字大谷1141番地

〃 増 尾 秀 雄

〃 〃 大字興津649番地の 1

〃 小 倉 勝 男

〃 江戸崎町大字古渡790番地

監 事 飯 島 正

〃 〃 大字鳩崎365番地

〃 川 崎 典 雄

〃 〃 大字佐倉2923番地の 1

〃 浅 野 勲

茨城県告示第647号

平成 7 年 11 月 17 日付けで村田村外三ヶ村土地改良区から認可申請のあった中谷原地区土地改良事業については、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 9 項において準用する同法第 10 条第 1 項の規定により、平成 8 年 5 月 2 日認可した。

平成 8 年 5 月 20 日

茨城県下館土地改良事務所長 田 村 勝 治

茨城県告示第648号

平成 7 年 11 月 17 日付けで村田村外三ヶ村土地改良区から認可申請のあった村田北地区土地改良事業については、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 9 項において準用する同法第 10 条第 1 項の規定により、平成 8 年 5 月 2 日認可した。

平成 8 年 5 月 20 日

茨城県下館土地改良事務所長 田 村 勝 治

茨城県告示第649号

平成 7 年 11 月 30 日付けで田谷川土地改良区から認可申請のあった一丁田地区土地改良事業については、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 9 項において準用する同法第 10 条第 1 項の規定により、平成 8 年 5 月 2 日認可した。

平成 8 年 5 月 20 日

茨城県下館土地改良事務所長 田 村 勝 治

茨城県告示第650号

平成 7 年 11 月 30 日付けで田谷川土地改良区から認可申請のあった椿宮東地区土地改良事業については、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 9 項において準用する同法第 10 条第 1 項の規定により、平成 8 年 5 月 2 日認可した。

平成 8 年 5 月 20 日

茨城県下館土地改良事務所長 田 村 勝 治

茨城県告示第651号

平成 8 年 2 月 16 日付けで豊新土地改良区から申請のあった横町地区土地改良事業については、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 9 項において準用する同法第 10 条第 1 項の規定により平成 8 年 5 月 2 日認可した。

平成 8 年 5 月 20 日

茨城県江戸崎町土地改良事務所長 池 上 一 郎

茨城県告示第652号

平成 8 年 2 月 21 日付けで西の洲干拓土地改良区から申請のあった西の洲干拓地区土地改良事業については、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 9 項において準用する同法第 10 条第 1 項の規定により平成 8 年 5 月 2 日認可した。

平成 8 年 5 月 20 日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 池 上 一 郎

公 告

●争議行為の予告通知の公表

茨城県医療労働組合連合会執行委員長宮本雅有から、平成 8 年 5 月 9 日労働関係調整法（昭和 21 年法律第 25 号）第 37 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり争議行為の予告通知があった。

平成 8 年 5 月 20 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 事 件

賃金引き上げ等に関する要求

2 日 時

平成 8 年 5 月 22 日から要求実現に至るまでの期間

3 場 所

鹿島病院職員組合の組合員が従事する職場

4 争議行為の種類

あらゆる形の争議行為を行う。

ただし、緊急患者及び入院患者の必要により、若干の保安要員を除く。

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により公告する。

平成 8 年 5 月 20 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

笠間市笠間字川東 1674 番 1，同番 7，1673 番 5，1675 番 3

2 事業主の住所及び氏名

笠間市笠間 2100 番地

根 本 脩 司

笠間市笠間 2098 番地

渡 辺 淳

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

ひたちなか市足崎字板宮1492番12, 同番30

2 事業主の住所及び氏名

ひたちなか市勝田泉町 2 番12号

勝田市農業協同組合

代表理事組合長 大 貫 善 彦

ひたちなか市足崎1492番

菊 地 利 一

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

那珂郡那珂町大字菅谷字杉原5487番 4

2 事業主の住所及び氏名

那珂郡那珂町杉666番地

大 森 三 男

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

稲敷郡阿見町大字阿見字阿見原5136番, 5139番, 5139番 2

2 事業主の住所及び氏名

土浦市川口 1 丁目10番 5 号

株式会社 協栄工務店

代表取締役 佐 藤 慎太郎

◎道路の位置の指定

建築基準法(昭和25年, 法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路を次のとおり指定した。

平成 8 年 5 月 20 日

茨城県知事 橋 本 昌

指定する 道 路 の 指定番号	指 定 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
鹿総建指指令 第 161 号	平成 8 年 5 月 9 日	小沼 末吉	東京都葛飾区亀有 4 丁目 2 - 1	鹿嶋市大字浜津賀 字中365番16	メートル 5.0	メートル 30.3

◎建築許可に関する意見の聴取

建築基準法(昭和25年法律第201号)第48条第13項の規定に基づき次のとおり意見の聴取を行います。

平成 8 年 5 月 20 日

茨城県知事 橋 本 昌

記

- 意見の聴取期日 平成 8 年 5 月 23 日 (木) 午前10時
- 意見の聴取場所 竜ヶ崎市中根台 2 丁目 1 番 9

- 3 意見の聴取事項 第一種住居地域内において次の建築物の許可に関する事。
自動車修理工場の新築
- 4 申請者住所 水戸市千波町1945-12
- 5 氏 名 株式会社アンフィニ茨城 代表取締役 目 黒 匡
- 6 建築物構造規模 鉄 骨 造 2階建て・新築
申請延べ面積 517.50平方メートル
既 存 . 平方メートル
- 7 敷地面積 1,505.01平方メートル
- 8 原 動 機 新增設 28.8キロワット ・ 既設 0キロワット
- 9 建築物の位置 竜ヶ崎市中根台2丁目1番9, 同番11, 同番12, 同番13

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも 1 月)
(休日の場合は繰下発行) (金 3, 0 0 0 円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸 1 丁目 5 番 38 号

茨 城 県 総 務 部 総 務 課

電話番号 029 (221) 8 1 1 1 (代)